

豊中市立図書館団体貸出実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、図書館規則（昭和 25 年豊中市規則第 12 号）に基づき、豊中市立図書館（以下「図書館」という。）が行う団体単位での貸出し（以下「団体貸出し」という。）に関し、円滑に資料の館外貸出しサービスを実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用団体の範囲)

第 2 条 団体貸出しを利用することができる団体は、豊中市内に所在する学校（大学を除く。以下同じ。）、留守家庭児童会、幼稚園、保育所及び医療・社会福祉施設並びに家庭・地域文庫、民間事業所及び自主的な活動グループで 10 人以上の利用者を有する団体とする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(登録)

第 3 条 団体貸出しを利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、代表者を定め、所定の団体貸出利用申込書を利用しようとする図書館の館長に提出し、利用登録を受けなければならない。

2 団体貸出の登録の有効期限は 1 年とし、更新の始期を 4 月 1 日とする。

3 登録を受けた利用団体は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに利用申込書を提出した図書館の館長に届け出なければならない。

(貸出資料の範囲)

第 4 条 団体貸出しの対象となる資料（以下「貸出資料」という。）の範囲は、原則として図書、雑誌、紙芝居とする。

(貸出数量及び期間)

第 5 条 貸出資料の貸出数量及び期間は、利用団体の種別ごとに岡町図書館長が別に定める。

(汚損等の届出)

第 6 条 利用団体は、貸出資料を汚損し、または滅失し、もしくは亡失したときは、直ちに貸出しを受けた図書館に届け出なければならない。

(損害賠償)

第 7 条 利用団体が、その責めに帰すべき事由により、貸出資料を汚損し、または滅失し、もしくは亡失したときは、図書館規則第 13 条の定めるところにより、損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による貸出資料の賠償は、現物によるものとする。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、館長の指定する代物をもって、これに代えることができる。

3 貸出資料の管理において、相当の注意をもって行っていたとき、その他岡町図書館長がやむを得ない事情があると認めるときは、その賠償を免除することがある。

(報告)

第 8 条 利用団体は、貸出しを受けた図書館から求められた場合は、団体貸出しの利用状況等について報告をしなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、団体貸出しの運用に必要な事項は岡町図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。